

データ保護の検討対象とする事例について

平成29年1月31日

経済産業省 知的財産政策室

本委員会において検討を進めるにあたって、保護することが望ましいデータとしての具体的な事例を、委員の皆様や産業界からご提案いただいたので、主な分類に分けて、整理した。

ご提案に当たっては、営業秘密としての保護が必ずしも明確とはなっておらず、事業者が法的保護の予見可能性を高く持ちながら事業活動に取り組むことが難しいと思われる事例を想定いただいた。

加えて、インターネット上で公開されている、AIや翻訳の利用にあたっては、利用の際に入力する情報やAIの場合の学習済みモデルの取扱いに関して不安に感じている利用者が多く、その利用は慎重にならざるを得ないとの意見もあったため、データの収集の際の規約等に反するデータの使用等の行為についても検討の対象とする。

いただいた主な意見

以下に掲げる事例を想定しつつ、どのような要件を満たす場合において保護対象とするのかについて検討する。(資料6の検討事項)

1. 複製禁止などの取扱いを示しHP等に公開している情報

①データベースの利用を閲覧のみ(or複製禁止)としているケース

- ：インターネット上に掲載し、一般的にアクセスが可能なデータベースのうち、その利用を閲覧のみとし、その複製や、業務上の利用を、規約等で制限しているもの
- －材料・素材の特性データ

②製品やソフトウェアへの入力・更新用のデータ

- ：インターネット上に掲載し、一般的にアクセスが可能なデータベースのうち、その利用が、特定の製品やソフトウェアでのみ読み込めるデータ形式としているもの
- －カーナビ用の地図データ(年度ごとに更新される)
 - －カメラ画像の歪み修正ソフト用のデータ(カメラ×レンズの組合せ)
 - －玩具の音声等の更新(TVアニメに連動して更新)

2. 特定の者のみで共有している情報（秘密保持契約までは結ばれていないものの、利用料の支払い等要件を満たせばアクセス可能なもの）

→秘密管理性、非公知性の要件が必ずしもあきらかでないが複製禁止など取扱いが示されている）

①利用料を支払った会員のみが利用できるデータベース

：アクセスを制限し ID/パスワードで管理。その複製や、業務上の利用を、規約等で制限しているもの

－有料のデータベース（判例分析、トレンド分析等）

②各社が互いに情報を出し合い共有しているデータベース

：データを出した企業のみアクセスを制限。

－医薬業界において健常者データなどを共有するコンソーシアム

③放送等向けの加工前画像

：放送等の番組として編集加工の素材となる映像を、契約に基づきアクセスを制限し提供（著作物としての保護が明確ではないものが含まれるおそれ）

④匿名加工後のデータベース

：収集した個人情報を匿名加工した後のデータベース

3. 特定の者のみで共有し秘密保持契約を結んでいる情報

→営業秘密の三要件を満たす場合は、営業秘密として保護が想定される

①AI学習用のデータセット

－事実のみのデータセット：著作物とは認められないものの、営業秘密としての要件を満たせば保護されうる

－失敗事例などを含むデータセット：失敗の事例や、異物混入、事故画像など、それ自体がネガティブな情報が含まれているからといって、有用性の要件が否定されるわけではない

②産業機械の稼働データ

－メンテナンスや不具合予兆の検知のために産業機械メーカー等と共有したデータも、守秘義務契約等を結んでいる場合は、秘密管理性の要件を満たす

以上